

令和４年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：製造産業局生活製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		繊維製品								
改正要望の内容		税細分の統合								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
6106.10		女子用のブラウス、シャツ及び シャツブラウス（メリヤス編み 又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの ブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するシャツ								
	011	(1) ししゅうしたもの、レース を使用したもの及び模様編みの 組織を有するもの	10.9%						10.9%	
	012	(2) その他のもの	9.1%						9.1%	
6106.10	XXX	ブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツその他これに類 するシャツ				9.1%				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和４年４月１日以降								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>繊維製品（関税率表第 60 類から第 63 類まで）については、国内細分として、「ししゅうしたもの」、「レースを使用したもの」、「模様編みの組織を有するもの」、「異なる色の糸から成るもの」、「なせん（捺染）したもの」といった細分が設定されていた。これらは 1988 年の HS 導入時、又はさらに以前から存在するものであるが、正しい関税分類の判定のために仕様書や製造工程・材料等に関する資料、サンプルの提出及びその確認が必要であり、輸入者・税関双方にとって大きな事務負担となっていたことから、平成 30 年度の改正において、関税引下げを伴わない、あるいは関税引き下げの影響が大きい品目に限り大幅な統廃合を行ったところ。</p> <p>しかしながら、関税引き下げとなる一部品目については、国内産業への影響等に鑑み、上記国内細分を残していたところ。</p>								

	<p>② 問題点</p> <p>一部の品目に細分が残っていることにより、正しい関税分類の判定のために仕様書や製造工程・材料に関する資料、サンプルの提出及びその確認が引き続き必要となっており、現行の複雑な国内細分により、貿易手続き上の事務負担が生じている。</p>
改正の必要性と目的達成の見通し	<p>① 改正の方向性</p> <p>税細分の統廃合を図ることで輸入者・税関双方の事務負担を軽減し、貿易円滑化に資することとしたい。統廃合後の税率は、統廃合前の各細分における基本税率及び協定税率のうち、それぞれ最も低い水準で統一することとする。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和4年4月1日以降</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>今般改正要望の対象としている品目の輸入額は令和2年度時点で約350億円（貿易統計）であり、本改正によりこれらについて仕様書や製造工程・材料等に係る資料、サンプルの提出及びその確認が不要となり、貿易円滑化が図られる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>特段の影響は生じない</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>今般の改正による国内産業への影響はないことは業界団体に確認済みであり、改正により、更なる貿易円滑化に資するものであると考えられるため。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>該当なし</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>該当なし</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>該当なし</p> <p>④ 関連措置</p> <p>該当なし</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成30年度の改正において、繊維製品（61類～63類）における「ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」と「その他のも
-----------	---

	の」に関する大幅な細分統廃合を行っている。
措置による効果	<p>対日直接投資促進会議 規制・行政手続き見直しワーキング・グループとりまとめ（平成 29 年 4 月 24 日）において、「T シャツ以外の衣類の国内細分の統廃合について平成 30 年度の実施に向けて検討を行うとともに、衣類以外についても、関係省庁において、削減のための取組を進めていく」とされており、これを踏まえ上記改正を行った。上記改正により、統廃合された品目における製造工程や材料等に係る資料の提出が不要となり、通関手続き負担が軽減され、貿易円滑化に繋がった。</p>